



伏見

よもやま

かわらばん

2022

No.164

3・4月号

編集発行人

税理士法人

伏見会計事務所

〒420-0804

静岡市葵区竜南3丁目10-18

TEL (054) 246-2433 (代)

FAX (054) 246-9389

E-mail: kaikai@t-fushimi.co.jp

URL: http://www.t-fushimi.co.jp/



民法改正(成年年齢の引下げ)について

日本における成年年齢は、明治9年以来20歳とされてきました。

成年年齢を18歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」が令和4年(2022年)4月1日から施行されます。

これまでは20歳の誕生日を迎えた日に成年となったわけですが、この改正により令和4年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の人(平成14年4月2日生まれから平成16年4月1日生まれまでの人)は、その日に成年に達することになります。

なお、平成16年4月2日生まれ以降の人は、18歳の誕生日に成年となります。

税法の規定においても、20歳以上かどうかでの適用可否の判断されるものがあります。贈与税の身近な規定で例を挙げれば、

- ① 直系尊属からの贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例(措法70条の2の5)
- ② 相続時精算課税適用者の特例(措法70条の2の6)

があります。

これらの規定で受贈者の適用要件は、贈与を受けた年の1月1日(基準日)において20歳以上であるということでしたが、令和4年4月1日以後は18歳以上となり今回の民法改正により2年早く適用が受けることが出来るようになります。

このコーナーでは税務に関する様々な情報を提供して参ります。記事の内容についてご質問等ございましたら、下記の電話番号、もしくは担当者までお問い合わせ下さい。リクエスト等もお待ちしております。

☎ 054-246-2433



行政書士法人 **葵事務所** です!!

いろいろな業務を扱っています。
まずはお気軽にご相談ください。



☆ 事業復活支援金について

(上限法人*250万円、個人50万円)

* 売上高により違います

● 対象月 11～3月 令和4年5月31日まで

事業復活支援金事務局ホームページ

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/index.html>



登録確認機関の事前確認が必須(一時支援金・月次支援金受給者は省略可能)となっています。
葵事務所は登録確認機関となっています。「かわらばん」読者は無料で承ります。

☆ 売上減少割合が20%以上30%未満の場合、 静岡県の応援金があります。(法人10万円/月、個人5万円/月)

● 対象月 2月・3月分 令和4年6月30日まで

静岡県事業継続応援金ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-550/jigyoukeizoku-ouenkin.html>



★ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

葵事務所／行政書士：西村まで ☎ 054-247-6148

■伏見会計かわらばんは
伏見会計事務所のホームページ
でも見るができます!

ホームページでは詳しい業務紹介や
スタッフ紹介もしていますので、
是非ご覧ください!

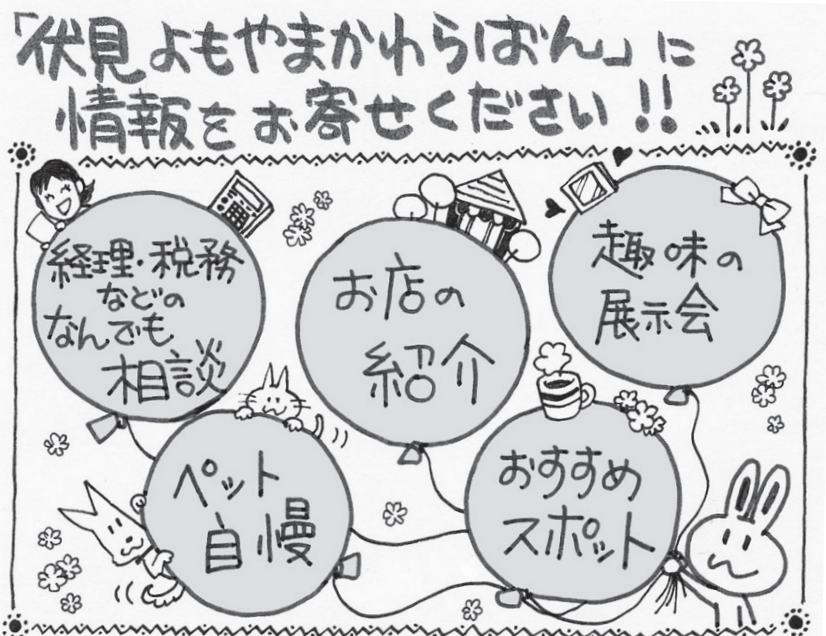


URL <http://www.t-fushimi.co.jp>



伏見会計 よもやまかわらばん

検索!



改正 個人情報保護法

2022年4月施行

- ・サイバー攻撃(不正アクセス等)が原因である場合には例外なく通知を義務付け。
- ・サイバー攻撃が原因でなくとも、病歴などのセンシティブ情報が漏洩した場合や、漏洩した人数が膨大な場合は通知を義務付け。

違反した場合には最大1億円の罰金に加え、悪質な場合には社名の公表。

		懲 役 刑		罰 金 刑	
		現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
個人情報保護委員会からの命令への違反	行為者	6月以下	1年以下	30万円以下	100万円以下
	法人等	—	—	30万円以下	1億円以下
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	—	—	50万円以下	1億円以下
個人情報保護委員会への虚偽報告等	行為者	—	—	30万円以下	50万円以下
	法人等	—	—	30万円以下	50万円以下

被害者に加えて個人情報委員会への報告も義務化されます。

◆対象事案(委員会規則案で定める要件)

- ・ 要配慮個人情報の漏洩
- ・ 不正アクセス等による漏洩
- ・ 財産的被害のおそれがある漏洩
- ・ 一定数以上の(1,000件を超える)大規模な漏洩

これらの類型は
件数に関わりなく対象

『努力義務』から『義務』に! 企業負担が大幅に増加!

その様なリスクを保険で守る為 **サイバー保険** を御提案します。



● 詳しくは……

(株)第一経営 / 望月・松永まで **054-246-4401**



令和4年4月1日より「パワハラ防止法」が 中小企業に適用されます

◆ 「パワハラ防止法」とは？

正式名称は「労働施策の総合的な推進ならびに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」です。

事業主が職場でのパワーハラスメント対策を講じることが義務付けられます。

(大企業は令和2年6月1日より義務化済み)

◆ パワハラ防止法に定められた「事業主が講じるべき措置」とは？

以下の4点についての対策が必要となります。(厚生労働大臣指針 令和2年1月15日告示)

(1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

【例】・就業規則等の文書による周知啓発

・社内報、パンフレット、社内ホームページ等による配布

・周知啓発のための研修、講習等の実施 等

(2) 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

【例】・相談窓口の設置、外部機関への窓口対応委託 等

(3) 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

【例】・相談者、行為者及び必要に応じ第三者への事実関係聴取確認

・調停など中立な第三者機関に紛争処理を委ねる

・被害者に対する配慮のための措置(援助、配置転換、行為者による謝罪等) 等

(4) (1)から(3)までの措置と併せて講ずべき措置

【例】・相談者及び行為者等のプライバシー保護のために必要な措置を講じる

・相談者及び協力者が不利益な取り扱いをされない旨の周知・啓発 等

お問合せは… 第一労務事務所 社会保険労務士：安竹・山口まで 054-246-4774

■■■■ 編集後記 ■■■■

年度末になり、色々な節目を経験される方も多いのではと思います。

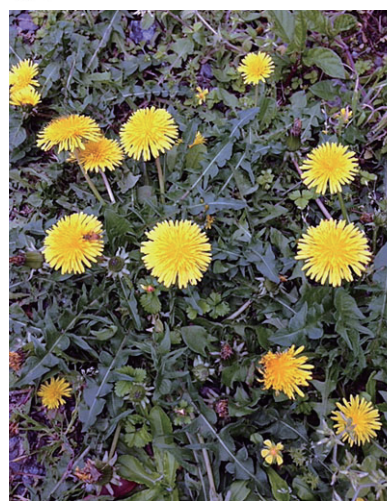
変化の多い時は、不安になったり逆にワクワクしたり、人の気持ちは忙しいかもしれません。でも、そんな自分の中に湧き上がってくる感情を冷静に感じられるのは、健康で楽しい毎日が過ごせてこそのように思います。

朝目覚める事も、毎日ご飯が食べられることも、全てに感謝して過ごしていこうと思います。皆様にも良いこと沢山起きますように。



「植物大好き」.....

タンポポ(ダンディライオン、鼓草) キク科タンポポ属



3月から4月にかけて、至るところに顔を出すタンポポを見ると春を感じますね。

別名「鼓草(つづみぐさ)」ともいうそうですが、その音が「たんぼぼ」と聞こえるのでその名前になったという説もあります。実はたんぼぼの花は花びらに見えるところが全部小さな花で、それが集まって一つの大きな花に見えるのです。

綿毛になるとひとつひとつが飛び立って、その全てに種ができます。

何気なく、いつも見ているお花ですが、その生命力にパワーをもらえる気がします。